　第５６号議案

　　品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和７年２月２１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

　品川区国民健康保険条例（昭和３４年品川区条例第２０号）の一部を次のように改正する。

　第１５条の４第１項第１号中「１００分の８．６９」を「１００分の７．７１」に改め、同項第２号中「４万９，１００円」を「４万７，３００円」に改める。

　第１５条の８中「６５万円」を「６６万円」に改める。

　第１５条の１２第１項第１号中「１００分の２．８０」を「１００分の２．６９」に改め、同項第２号中「１万６，５００円」を「１万６，８００円」に改める。

　第１５条の１６中「２４万円」を「２６万円」に改める。

　第１６条の４第１項第１号中「１００分の２．３６」を「１００分の２．２５」に改め、同項第２号中「１万６，５００円」を「１万６，６００円」に改め、同条第２項中「１００分の６０」を「１００分の５９」に、「１００分の４０」を「１００分の４１」に改める。

　第１９条の２各号列記以外の部分中「６５万円」を「６６万円」に、「２４万円」を「２６万円」に改め、同条第１号ア中「３万４，３７０円」を「３万３，１１０円」に改め、同号イ中「１万１，５５０円」を「１万１，７６０円」に改め、同号ウ中「１万１，５５０円」を「１万１，６２０円」に改め、同条第２号中「２９万５，０００円」を「３０万５，０００円」に改め、同号ア中「２万４，５５０円」を「２万３，６５０円」に改め、同号イ中「８，２５０円」を「８，４００円」に改め、同号ウ中「８，２５０円」を「８，３００円」に改め、同条第３号中「５４万５，０００円」を「５６万円」に改め、同号ア中「９，８２０円」を「９，４６０円」に改め、同号イ中「３，３００円」を「３，３６０円」に改め、同号ウ中「３，３００円」を「３，３２０円」に改める。

　第１９条の４第１号ア中「７，３６５円」を「７，０９５円」に改め、同号イ中「１万２，２７５円」を「１万１，８２５円」に改め、同号ウ中「１万９，６４０円」を「１万８，９２０円」に改め、同号エ中「２万４，５５０円」を「２万３，６５０円」に改め、同条第２号ア中「２，４７５円」を「２，５２０円」に改め、同号イ中「４，１２５円」を「４，２００円」に改め、同号ウ中「６，６００円」を「６，７２０円」に改め、同号エ中「８，２５０円」を「８，４００円」に改める。

　　　付　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

２　改正後の第１５条の４、第１５条の８、第１５条の１２、第１５条の１６、第１６条の４、第１９条の２および第１９条の４の規定は、令和７年度以後の年度分の保険料から適用し、令和６年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

　（説明）基礎賦課額の保険料率等を改めるほか、低所得者の保険料軽減に係る所得基準額を引き上げる必要がある。